

第649回 統計審議会議事録

1 日 時

平成19年5月11日（金） 13：30～14：35

2 場 所

総務省第1特別会議室 中央合同庁舎第2号館8階

3 議 題

1 庶務事項

- ①統計審議会委員及び専門委員の発令について
- ②部会に属すべき専門委員の指名について

2 答申事項

- 諮問第319号の答申「工業統計調査の改正について」（案）

3 部会報告

- ①第19回及び第20回産業分類部会
- ②第81回及び第82回鉱工業・建設統計部会
- ③第80回鉱工業・建設統計部会

4 その他

4 配布資料

- 1 統計審議会専門委員の発令について
- 2 部会に属すべき専門委員の指名について
- 3 諮問第319号の答申「工業統計調査の改正について」（案）
- 4 部会の開催状況
- 5 指定統計調査の承認等の状況
- 6 平成19年3月指定統計・承認統計・届出統計月報（第55巻・第3号）
- 7 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】美添会長、舟岡委員、新村委員、椿委員、佐々木委員、三輪委員、森泉委員、若杉委員、小原委員、永瀬委員

【統計審議会会議内規第2条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

統計局統計調査部長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、東京都総務局統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

経済産業省荒井産業統計室長

【事務局（総務省政策統括官）】

総務省橋口政策統括官、同犬伏統計審査官、同小林統計審査官、同吉田調査官

6 議事概要

1 庶務事項

- ① 統計審議会委員及び専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき専門委員の指名について

美添会長から資料1のとおり、統計審議会専門委員大谷由里子委員、岡室博之委員、沖中秀夫委員、小林孝雄委員、佐藤聖委員、橋本佳奈委員が発令された旨の報告があった。

2 諮問事項

○ 諮問第319号の答申「工業統計調査の改正について」（案）

初めに総務省犬伏統計審査官が資料3に基づいて答申案の朗読を行った。

美添会長）それでは、部会の審議経過及び答申案の説明を鉱工業・建設統計部会の清水部会長にお願いする。

清水委員）本日配布されている第81回鉱工業・建設統計部会及び第82回の鉱工業・建設統計部会の審議の結果概要に基づいて説明するが、部会報告と重複するので、答申案にかかわる事項は鉱工業・建設統計部会とあわせて報告する。

工業統計調査の改正については、4月9日開催の第80回の部会に引き続き、4月16日に第81回、4月23日に第82回の部会を開催し審議した。お手元の資料4は、部会の開催状況の中の5ページ目、第81回鉱工業・建設統計部会結果概要に沿って、報告をさせていただく。なお、第82回部会は答申案を審議しているので、答申案の説明の中であわせてご報告をさせていただく。

まず、第81回部会内容だが、第81回部会においては論点メモの事項に沿い、調査実施者から第80回の部会において発言のあった意見、質問に対する回答を受け、審議を行った。その際、発言のあった意見についてご報告する。

調査事項、調査票に関しては、お手元の結果概要の①、第81回部会の結果概要をご覧いただきたいが、①のとおり「製造業に関連する外注費」の定義について、製品の設計等も含まれるが、記入の注意の記述から判別できないとの意見があった。また、将来的な希望として④のとおり、製造業に携わった者の全体数を把握するのは請負事業所の人数が把握できないなどがあるために現時点では難しいが、把握方法を検討してもらいたいとの意見があった。

なお、②、③及び⑥の意見は、答申の今後の課題に取り込んだので、その具体的な内容は後ほどご説明する。

次に、調査方法についても答申の中で記述していることから、そこでご説明をする。

最後に、その他については、①のとおり、国民経済計算の推計精度を上げるため、製造業以外の事業所での工業製品の生産も経済センサスなどで把握してもらいたいとの意見があった。また、経済センサスと工業統計調査との関係で、平成22年のSNA産業連関表などの基準年に当たるため、工業統計調査の中にある品目別製造品出荷額は平成22年も調査してもらいたいとの意見も出された。

以上が第81回部会の概要である。

次に答申案の説明に入るが、答申案の構成はただいま審査官の方から答申案について説明があったとおり、1として今回の調査計画及び2として今後の課題の2部構成とした。

初めに、調査事項について（1）であるが、調査事項について説明をすると、新たに追加する「製造等に関連する外注費」について、定義が記入者の誤解を招くおそれがあるので、財務諸表上の関連科目に対応した定義に変更するよう調査実施部局に求めた。また、今回、製造部門に限定した把握から事業所全体の把握に変更されたことにより、「原材料使用額」についても概念が変わることから、これについても記述すべきとの意見があり、第1パラグラフ、これは答申案であるが、下から

2行目の「また」以下のとおり記述することとした。

(2) 調査方法については、これまでの事業所概念のみで対応してまいりました構内請負事業所について新たに定義を設定し、準備調査名簿を作成する際に構内請負事業所を確認するという方法で捕捉を行うとの計画については部会です承された。

本社一括調査の導入についても、部会において了承された。しかし、当初計画では、2件以上にまたがる、これは調査区が2件以上にまたがるという意味であるが、事業所のあるそれを傘下に持つ企業については、経済産業省へ提出し、同一都道府県内のみ事業所がある企業は都道府県への調査票の提出としていたが、部会における意見を受け、調査実施者、調査対象者双方に混乱が生じないように、当面、経済産業省へ本社一括調査の調査票は提出してもらうことにした。

なお、第81回部会結果概要の6ページ目をご覧くださいと、調査方法の②のとおり、準備調査名簿に本社一括調査対象企業として記載済みのところのみを実施し、それ以外のところは、当該年度は本社一括調査を行わず次年度に対応するとの調査実施者からの説明があり、部会において了承されたので、7ページ目の第82回結果概要の③のとおり、それについては計画を変更しているものではなく、調査の運用上のことと整理し、答申にあえて記述しないこととした。

次に(3) 調査結果の集計及び公表については、調査事項の追加等により、これまでの結果との接続性が保てなくなるものについて、調査結果公表の際にその理由等の情報を利用者へ提供することと、これまでの時系列を考慮した分析結果についても掲載、公表するなどの措置をとることを調査実施部局に求めた。

次に、大きな2、今後の課題、2部構成のうちの第2部であるが、2の今後の課題については3点ほど挙げている。

1点目は「常用労働者」の範囲・概念が他の統計調査と異なっているため、他の統計調査との整合性を考慮して、見直しを行っていただくよう対応を求めている。

2点目は、「労働生産性に係るデータ」すなわち従業員1人当たり付加価値額等であるが、生産労働と非生産労働に区分して把握することについて強い利用者ニーズがあることから、区分して把握することの実査可能性等も検証しつつ、今後検討することを求めた。

また、「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」については、消費税の算定に使用しているのみで、これまでも公表していないものであるが、付加価値額を算定するに当たってこれが重要な基礎データとなると考えられることから、「製造品出荷額」「加工賃収入額」「その他収入額」に区分して把握するとともに、公表を行うよう検討することを求めた。

3点目は、工業統計調査は報告者の負担が重い調査と言われているので、報告者負担の軽減を図る観点から、経年的な変化の少ない工業用地、工業用水などの調査事項については簡素化や周期化ができないか検討することを求めた。何分、この今後の課題のところは部会審議においてさまざまな意見が寄せられたその内容から、実施部局の方に今後の対応を求めたという形をとっている。

答申案の説明については以上である。

最後に、部会長として今回、鉱工業・建設統計部会を開催するに当たり1点だけ申し添えさせていただきたい。これは最近特に私どもが個人的にも一般的にも感じていることだが、審議の期間が極めて短い。改正案が出てきてそれが諮問にかかった段階では実査の時期がもう迫っているわけだが、そうすると十分な審議ができるかどうかの時間的な余裕がないままに審議を進めなければならないという問題点がある。この点については、どこでこの種の議論をすべきなのか分からないが、今回の工業統計調査の改正案に関する審議の過程では痛感したところである。都合3回、

答申案に至るまでの部会を開催いたしたが、本来ならば3回を1週間ごとに開くよりは、もう少し期間、間を置いて十分な検討をする時間があれば、より濃密な審議ができたのではないか。しかしながら、今回の答申案については部会審議としてはできるところまで各委員のご協力をいただいて取りまとめたと思っている。

美添会長) 最後の点については、後ほど橋口政策統括官から何かコメントをいただけたと思うが、それ以外の点について、質問、意見等をお願いしたい。

舟岡委員) 次回の改正に向けて、20年に改めて検討されるということなので、今回計画の答申案については異存ない。ただし、次回の改正でぜひ検討すべきと考えることが2点ある。実は、いずれも6年前の前回改正時に指摘すべきことだったのだが、審議の時期がたまたま産業分類改定の審議と重なっていたこともあって、見逃してしまっていて大変申しわけなく思う。

1つは、諮問時にも意見を述べたし、今後の課題の1番目に記されているが、「常用労働者」の概念についてであり、第81回部会の審議概要の③と同じ意見である。工業統計調査では常用労働者の中に以前から出向・派遣受入者を含めて調査していたが、製造業務については前回改正の前、ちょうど6年前以前は派遣が制限されていたし、前回の改正時においても原則として製造業務について派遣は認められていないので、データの利用上、特に大きな支障はなかったと判断される。しかし、3年前から施行されている法改正から、製造業務でも労働者派遣が可能となったことから、出向・派遣受入者の項目の意味する内容はこの間大きく変わってきている。したがって、工業統計調査における「常用労働者」の定義は独特のものと言わざるを得なく、他の経済統計の常用概念と足並みをそろえて整合性を図って、統計を横断的に利用する際、誤解と不都合が生じないようにしていただきたい、これが第1点である。

2つ目は、今後の課題の2番目と関連するが、内国消費税額についてである。消費税の記入状況がよろしくないということもあって、前回の改正時に消費税を除く内国消費税額を調査することとし、消費税額を推計するために直接輸出額の割合を新たな項目として設けた。しかしながら、消費税額や付加価値額の算出においてはこの直接輸出額の項目だけでは不十分で、同一企業内の他事業所への出荷には消費税額は課されないことから、同一企業内の他事業所への出荷額の割合を知る必要がある。今回の改正で付加価値額を適切に算出するためのいろんな努力をされているが、より精度を上げるためにはこうした事項を設けることについてぜひ検討していただきたい。その際、あわせて、出荷割合を調査する中で、あわせて親会社、子会社等のグループ企業への出荷割合をとらえることができると、意思決定の主体としての企業の活動形態をこれまで以上に把握できるのではないかと考えている。

以上の2点について、今後の検討において留意していただきたい。

美添会長) 次回に向けて検討をお願いしたいということだが、この点について何か実施者から考えがあったら願います。

荒井産業統計室長) それでは、調査実施部局として、舟岡先生のご指摘の2点であるが、まず1点目だが、今後経済センサスや他の統計調査との整合化ということに向けて、早急に従業者の定義範囲等について検討をしていきたい。「常用労働者」の範囲については、これを変更する場合、甲票それから乙票の区分とか、あるいはその裾切りに直ちに影響するというので、例えばその甲票、乙票で調査事項について、内容に相違があるというようなこともあって、データの連続性がどうなるかといった点についても十分な検証を行った上で、見直しを行っていきたくて考えている。

それから、2点目のご指摘の点だが、グループ内の取引等、先生のご指摘の点に関しては、製造業の構造変化あるいはそのダイナミズムをとらえる上でも非常に重

要なことであると認識をしている。この点についても、あわせて早急に検討をしていきたいと、このように考えている。

舟岡委員) 念のためだが、以前は「従業者」の概念に臨時雇用者は含めていなかったが、いつの改正からであったか、含めるようになった。私は従業者概念の範囲について意見を述べているわけではなくて、「常用労働者」の概念に派遣労働者を含めるのはほかの統計では見られない扱いであって、互いに統計を比較するときに誤解とろんな不都合が生じるのではないかと懸念されるので、そこについてぜひ早急に対処していただけるとありがたいということである。

美添会長) 表現としては、「常用労働者」という極めて聞きなれない言葉なので、これはこの統計に関する特殊な定義を提案されているということだと読めないこともない。しかし、舟岡委員の指摘のとおり、「常用雇用者」という概念の方が一般的に理解されているものなので、勘違いをする危険はある。名称の問題だけで実質的な変化がないという意味を表す解決策があれば、検討をお願いしたい。

清水委員) ちょっと今の点で、私も舟岡委員の発言に対して100%賛成ですが、こと「常用労働者」という聞きなれない名称の労働者概念について、これを各指定統計間で共通概念に戻す、戻さないという議論をどういう場でやればいいのか。雇用統計調査にかかわる部会審議だけではなかなかカバーできないさまざまな指定統計が含まれているので、その点についてもぜひ統計審議会としてはお考えいただいて、どのような場で議論すべきなのか。先ほどのご意見については、部会審議はもちろんのこと統計審議会でも発言があったので、ぜひその点を提案させていただきたい。

美添会長) 従来の統計審議会であれば、清水委員の指摘のような基本的な概念の整理を周期的に行ってきたと理解している。その権限が今あるのか、ないのか、解釈が微妙なところで、どちらかという抑制的に各審議の際に意見を表明してきたのが経緯だが、今ちょうど統計法の改正が日程に上がっているので、その結果次第では新たな視点から今のような問題を根本に立ち返って議論する機会もまた生まれてくると思う。そのときには、大勢の関係者と議論に参加していただくことになると思われるので、引き続きよろしく願います。

元に戻るが、先ほどの説明に関して、意見、質問等あれば、願います。

今後の課題について、若干記載があるが、今の舟岡委員からの質問も加えて「常用労働者」についての理解をさせていただければ、この諮問案の文章のとおりで特段の修正の必要がないものと考えている。

永瀬委員) 構内請負事業所についてだが、例えば一つの工場の中で一つのラインが請負になっていて別のラインが工場だという、そのようなものについては、これはどのように処理をされるのか。

美添会長) これは明確だと思うが、実施者から説明いただけるか。

荒井産業統計室長) 構内請負事業所については、下請けとして賃加工を行っている事業所であり、これは製造業という位置づけであるので、工業統計の調査対象となる。最近、工場の現場ではラインの一部をそういった下請に出すということが一般化していることは皆様ご承知のとおりである。具体的には、発注元である事業所、それとそれの受注者である構内請負事業所双方を工業統計調査の対象として調査する予定である。

美添会長) そういう回答でよろしいか。どういう条件があれば構内請負事業所が調査の対象に含まれるかという点については、部会では十分議論されたと思う。

清水委員) ちょっと付け加えさせていただくと、発注元が識別をするわけである。発注元がこれは構内請負事業所だといったものは構内請負事業所である。それ以外に確認の手だてがないわけである。今までその確認が明確な基準でなされていなかったもの

であるから、實際上捕捉すべきものが捕捉されていなかったということから、構内請負事業所の捕捉を今回の審議事項として取り入れさせていただいたわけである。荒井産業統計室長) かつて、この部会審議の過程で経済産業省の方からは構内請負事業所について2点の定義を設定されている。1つ大まかに言えば事業所構内におきまして生産活動を1年以上継続的にやっておること、それから2点目として、やはり構内事業所であるので、当該事業所の中で常時事務所等を構えていて、それで貸金台帳等の経営帳簿を備えている管理事業所であると、その2点の条件をもとに構内請負事業所ということに明確にしたということである。

美添会長) そういう工夫に対しての評価は適当と認められるというのが部会での判断である。

反対意見はないということで、この案をもって、本審議会からの答申として採択したい。よろしいか。反対はないものと認める。

それでは、この案を総務大臣に対して答申する。

ただいまの答申に関して、経済産業省の細川調査統計部長からご挨拶をいただく。細川調査統計部長) ただいま答申をいただいた。厚く御礼を申し上げます。

製造業、いわゆるものづくりであるが、これまで我が国の経済を牽引してきた極めて重要な産業であり、また、これからも大きな役割を担っていくことが期待されている。それだけに、製造業の姿を的確にとらえるというこの工業統計の役割もますます重要になるものと認識をしている。特に近年、製造業の活動においてサービス化が進展するなり、その活動内容の多様化が進んでいる。こうした変化にも対応して、製造業の実態をしっかりととらえていくことが、本日いただいた答申、ご指摘に従って今後ともその点最大限の努力を傾注してまいりたい。美添会長、清水部会長初め、統計審議会委員、専門委員の皆様には今回大変ご熱心なご審議を、精力的なご審議を賜りましたことを重ねて厚く御礼を申し上げます。

美添会長) この議題はこれで終了するが、先ほど清水部会長から一般的な問題として審議のための時間的余裕が不十分ではないのかというご指摘があった。これに関して、橋口政策統括官から考えがあったら願います。

橋口政策統括官) 先ほどの清水部会長からのご指摘の件であるが、この件については、本当に誠に申しわけなく思っている。諮問をさせていただく時期の問題であろうかと考えているので、その点、今後十分考慮していきたいと思っている。

3 部会報告

①第19回及び第20回産業分類部会

②第81回及び第82回鉱工業・建設統計部会

③第80回鉱工業・建設統計部会

美添会長) 4月23日に開催された第82回の鉱工業・建設統計部会において、先ほどの工業統計調査以外にエネルギー消費統計、仮称だが、この統計のための試験調査の結果が報告されたということである。この内容について、先ほどに引き続き、鉱工業・建設統計部会の清水部会長に報告をお願いする。

清水委員) 先ほどは第81回、第82回鉱工業・建設統計部会の結果につきましてご報告を申し上げたが、その際に言及しなかったが、エネルギー消費統計(仮称)のための試験調査結果についての審議も行ったことを申し添えた上で、その内容について若干のご説明する。

前回の統計審議会では報告したように、4月9日の第80回部会において、第二次の試験調査の結果、これはエネルギー消費統計(仮称)にかかわる第二次の試験調査の結果であるが、及び予備調査の実施計画についての説明を実施部局から行ってもらい、4月23日の第82回部会で質疑を行うこととしていた。第82回部会においては、

特段の意見がないので、私から実施部局に対し、エネルギー消費統計（仮称）の実施に向けて試験調査と予備調査の結果を十分に検討、分析を行っていただくことをお願いし、審議を終わった次第である。

なお、試験調査及び予備調査と呼んでいる調査内容については多岐にわたるので、ここでは省略をさせていただくが、既に試験調査及び予備調査の内容については部会でも報告があったので、もしもその内容について知りたい方は事務局の方にその資料があるので、ご参照いただければと思う。

美添会長）何か意見等あればこの場で伺いたいと思うが、いかがか。

森泉委員）2次にわたるという理由をご説明いただけるか。

美添会長）エネルギー消費統計（仮称）の試験調査が第2次であるということか。

森泉委員）2次にわたったということをちょっとお聞かせ願いたい。

清水委員）本来ならば3次まであったわけである。第3次はかつてそういう試験調査がなかったものだから予備調査と呼んだが、1次、2次、3次までやらなければならなかったのは、エネルギー消費統計というかつてない大規模な、エネルギー消費の実態把握という観点から検討を要する統計調査の設計だったものだから、1回目の試験調査、調査目的を限定して、2次、3次において初めて全体の調査設計に関する試験調査の目的を達成したというふうに理解いただければと思う。

最初から一挙に試験調査をやればいいのかという意見もあろうかと思うが、今回実施部局で試験調査のデザインが行われた際には、そこまで考えずに3次にわたってやることを前提にして、それぞれの試験調査の結果を審議した上で、2次、3次と試験調査が行われたわけである。

美添会長）今の説明のとおり、これは試験調査といいながら非常に規模の大きいものなので、部会では丁寧に報告をいただいているものである。詳細については、また機会を改めて確認させていただきたい。

続いて、4月20日と27日に開催された第19回、第20回の産業分類部会において、諮問第320号「日本標準産業分類の改定」について議論されたとのことである。産業分類部会、舟岡部会長に報告をお願いします。

舟岡委員）それでは、4月13日に開催された第648回統計審議会において審議を付託された諮問第320号「日本標準産業分類の改定」についての第1回目と第2回目の産業分類部会の審議概要について説明する。

部会を開始するに当たり、部会長代理として若杉委員に代理をお願いした。

まず第1回目の4月20日に開催された第19回産業分類部会における議論について報告する。お手元の資料4の1ページをご覧ください。

第1回目の審議では第12回改定案と今後の部会の進め方について事務局から説明が行われ、その後、産業分類を審議する上での重要な概念である「産業」の定義範囲、「統計分類」「産業分類」の考え方等について意見が交換された。

日本標準産業分類の第12回改定案については、事務局から主要な検討課題について説明が行われた。改定案の作成においては、現実との対応を主たる検討の視点としていたので、部会審議においては、分類に関する一般原則等についても十分踏まえて審議することを考えている。

産業分類部会の進め方については、事務局から今後のスケジュールについて説明が行われた。産業分類改定案の答申は9月までと期限を切られているので、現在のところ10回の部会開催を予定している。1回目が産業分類部会の進め方、産業分類の在り方について、2回目が「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、3回目が「本社等の管理事務、補助的経済活動」、「サービス業の分割案」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、4回目が「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、

「電気・ガス・熱供給・水道業」、「製造業」、5回目が「情報通信業」「運輸業、郵便業」、「複合サービス事業」、再度の「卸売業、小売業」、6回目が「不動産業、物品賃貸業」、「金融業、保険業」、再度の「サービス業の分割案」、「公務」、7回目が「農業、林業」、「漁業」、再度の「製造業」を予定しており、7回までですべての産業について一通りの審議を終えるという、かなりタイトなスケジュールになっている。その後の残り3回の部会で未調整項目と答申案等について検討、審議することを予定しているが、審議の如何によって当初予定の10回よりも若干回数が増えることになるかもしれない。

この間、検討を進めていく上で重要な統計データの公表が予定されている。5月に工業統計の結果が、7月には事業所・企業統計調査の結果が公表される予定なので、それぞれの公表を待って、最新のデータに基づいて、量的基準の面から製造業や各産業における分類項目の設定の是非について検討したいと考えている。

産業分類の在り方についてであるが、事務局から日本標準産業分類の一般原則について、国際標準産業分類と北米産業分類システムの分類原則と対照しながら説明が行われた後、分類の検討に際して前提となる「産業」をどう定義したら良いのか、その概念等をめぐって、意見の交換が行われた。

委員等からの主な意見を紹介すると、「産業」については、同一の財・サービスの取引の場としての市場における供給側、すなわち生産者の集合であるが、そのことを意味していて、どこまでを同一の財、サービスとみなすかという市場の区分は需要面と供給面での代替性で判断されるものである。かつて産業分類の基本的な考え方は、経済活動、アクティビティの類似性に注目して分類するという考え方が中心であったが、最近では特に需要サイドでどれだけ類似しているかという物差しを重視する傾向が国際標準産業分類や北米産業分類においても強くなってきている状況にある。今まで以上にアウトプットを重視した分類についても考えるべきであろうという意見が示された。

統計分類や産業分類の考え方等については、現行の産業分類の体系を眺めると、需要者に供給した財、サービスの種類、あるいは財、サービスの生産に用いた原材料、生産工程、提供の仕方に注目した分類基準が混在している。それぞれの分類の基準には、合理的な根拠があるが、分類の原則に立ち返って適切な基準について検討すべきであるという、意見があった。

引き続き、4月27日に開催された第2回目の分類部会の議論のご報告をする。同じく資料4の3ページをご覧ください。

第20回産業分類部会においては、大きな議題として、「宿泊業、飲食サービス業」と「卸売業、小売業」の2つについて審議した。

「宿泊業、飲食サービス業」については、かつては「卸売業、小売業」の中に飲食業の一部が含まれていたが、今から20数年前の第9回の改定（昭和59年1月）で、店舗を構えてそこで飲食サービスを提供する業を飲食店として、卸売業、小売業とあわせて「卸売・小売業、飲食店」とする大分類の再編を行った。

前回の第11回の改定で、従来の「卸売・小売業、飲食店」から飲食店を分離し、飲食店と宿泊業と合わせて新たな大分類とし、「卸売・小売業」とは別の大分類となった。その背景としては、宿泊業において、飲食サービスの収入ウエイトが高まっていること、国際標準産業分類でも飲食店と宿泊業を同じ大分類としていること、があげられるが、その際、宿泊業についてはかなり濃密な審議が行われたこともあって、今回の部会審議では、宿泊業についての特段の意見はなかった。飲食店については、前回の改定からの課題であるが、近年、飲食料品の持ち帰り、デリバリー、ケータリング等のサービスが拡大していて、必ずしも店舗で飲食料品を提供するサ

ービスだけにとどまらない飲食サービス業の領域が広がってきている。さらに、従来の飲食店においても持ち帰り等の収入ウエートが高くなっている。そんな背景もあって、飲食サービス業についての改定が必要と考え、改定案に至っている。

これについて、飲食サービス業に詳しい学識者から我が国の飲食産業の変遷と現況、さらに飲食産業を把握する上での統計上の不備等についての説明を受けた後、飲食店から飲食サービス業へととらえる視点を変更することの是非、その際、改定案の内容で適当かどうかについて審議が行われた。おおむね、「宿泊業、飲食サービス業」の改定案の体系については了承されたが、細かいところで幾つかの意見があった。

まず、説明書きであるが、中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」の総説と細分類の説明文等について、大分類の総説と整合的でない箇所があり、これについては改めて整理する必要があるとされた。それから、小分類「持ち帰り・移動店舗型飲食サービス業」について、移動店舗型飲食サービス業を持ち帰りだけに限るのか、その場で椅子、テーブル等を整えて飲食させるサービス機能を持つものまで含めるのかをめぐって検討した結果、従来の飲食店の範疇に従って、移動店舗型の飲食サービス業についてもそこで飲食させる機能を持つものについては飲食店として扱う。したがって、その範囲について改めて十分吟味した上で、分類名称についても検討する必要があるとした。

今回の改定によって、統計の正確性と利便性が向上すると考えられる。例えばファーストフード店等については、従来の分類の取り決めでは、店内飲食とテイクアウトの売り上げ比率によって格付けしていた。すなわち、店内飲食のウエートが高ければ「飲食店」、またテイクアウトのウエートが高ければ、「料理品小売業」としていたが、実査において識別は非常に困難で、かつ分類の移動がときたま起こる。このような安定しない分類が、今回改定から、実査上紛れがない統計データを継続してとらえることができるような分類になることは非常に望ましいとの共通の認識であった。

続いて、「卸売業、小売業」についての審議に移ったが、改定案は、実は現行分類とほとんど変わっていない。改定案について事務局から説明があった後、経済産業省から今回の改定の考え方について補足的に説明があって、審議が行われた。

審議の内容について紹介する。改定案の検討においても示されたが、小売業の中で專業率の低い業種が最近目立つようになってきた。例えば、細分類の金物小売業、荒物小売業、調剤薬局を除く医薬品小売業、化粧品小売業、それから苗、種子小売業、等々の業種では50%前後の專業率に過ぎない状況にある。その背景には、ドラッグストアやホームセンターがそれらの産業に多く含まれていることがある。ドラッグストアやホームセンターは近年急速に拡大してきており、これを何らかの形で別掲して分類する必要があるのではないか。それを別途分類することによって、低い專業率であった小売業についても、その業種特性がより適切に把握できるようになるのではないか、との意見が提示され、それを受けて、部会では、ドラッグストアとホームセンターについて新たに分類を起こすことについて前向きに検討する方向でほぼ了解された。

ただし、ドラッグストアとかホームセンターは、日常よく使われている用語であるが、これらをどのように定義するか、その範囲をどのように定めるか、等を明確にししないと統計分類の正確性と安定性を欠くことになるので、これについては引き続き審議し、定義が確立し、その範囲等が確定することを踏まえて分類を設けることとした。

それから、近年、インターネット、携帯電話等を利用した電子商取引の販売事業

が拡大しているが、現行の商業統計では付随的に電子商取引等の販売を行う経済活動は調査されているが、無店舗販売で電子商取引を専業とする事業所の活動はほとんどとらえ切れていない。21年、23年の経済センサスでは法人登記等の情報も使えることから、従来の調査員調査では捕捉できなかった無店舗販売事業所についても、とらえることが可能になってくる。そうすると、こういう無店舗で電子商取引を専業とする産業について、何らかの分類を考える必要があるのではないか。さらに、近年インターネットを利用して、卸売業に固有と考えられていた「代理、仲立業」の小売業版が、登場してきている。これも、従来の調査員調査ではなかなか捕捉できなかった経済活動であるが、今後、経済センサス等でとらえることができるようになると、その分類をどうするかについて早急に検討する必要があるとの意見があった。これらの点については、引き続き、卸売業、小売業の審議の中で十分な検討を行いたいと考えている。

以上が2回の分類部会のご説明であるが、次回の産業分類部会は、先ほど報告したように、「本社等の管理事務、補助的経済活動」「サービス業の分割案」「医療、福祉」「教育、学習支援業」について、来週の5月18日（金）に開催して審議を行うことを予定している。以上である。

美添会長）若杉委員、何か補足があったら、お願いします。

若杉委員）今、舟岡部会長からお話があったことでほぼ尽きていると思うが、あえて追加すれば、議論の骨組みで大きな点になるのは、経済の実態が変化したことによってさまざまな業態が生まれてきて、これを産業分類としてどういう形で表現するかということだと思う。そのときに、個々の産業ごとに新しい業態を枝分かれしていった形で立てていくのがいいのか、それともかなり横断的な業態として整理し、その上で必要ならば個々の産業をそれにイヤマークをつけていくというような形で整理するのがいいのかと言う問題があるように思う。この議論は全体を通して共通の議論となっていくのではないかと思う。

例えば、持ち株会社を考えたときに、電子、電気の産業における持ち株会社というふうにするのか、持ち株会社を業種横断的に整理をした上で、必要があればそのうちで業種に特化したものが存在するというような整理でゆくのか、という点があればられる。また、持ち株会社だけではなくて、例えば医薬品に関連したドラッグストアの整理に関しても、類似の議論がある。産業の実態を踏まえて、どのような産業分類として整理すべきか、基本的な考え方が問われる産業がいくつか出てきているように思う。一つ一つの実態を踏まえて整理していきたいと考えている。

美添会長）質問、意見等はないか。

新村委員）20日の分類部会の議論で非常に一般原則について議論されたと聞いている。

それで、9月までにこの点も検討する予定かどうかをちょっと伺わせていただきたい。特に私が気になっているのは、従来分類で確かアウトプット重視の分類がありますが、このようなものを見直しまで今回やる予定なのかどうか。

舟岡委員）分類原則を踏まえながら改定案について審議するが、分類原則に立ち返って改定案が適切でないことが明らかになれば手直しも必要だろうし、改定案における個々の産業がいかなる分類原則にのっとって分類されているかを、明確に意識しながら検討するのが適当だろうと考えている。分類原則そのものを見直すことについては、この原則は3回前の改定で竹内部会長のもとで1年をかけて分類原則を集中的に議論して確定させたものなので、今回の短い期間で原則について詰めて議論するのは難しいだろうと考えている。

新村委員）承知した。

美添会長）よろしいか。本日は時間が限られていることから、この問題については次回以降、

関連質問をお受けしたい。私も質問したいことが幾つかあるのだが、次回以降にさせていただく。

4 その他

美添会長) 次に、報告事項に移る。資料5にあるように、平成19年4月に総務省政策統括官室において指定統計調査等につき軽微な承認案件として5つの調査の処理が行われている。これについて、犬伏統計審査官及び小林統計審査官から願います。初めに犬伏統計審査官願います。

犬伏統計審査官) それでは、私の方から4月中に承認しました指定統計調査2本について説明する。

まず、自動車輸送統計調査であるが、この調査の特別積合わせトラック調査について、17年度、18年度に引き続いて19年度も休止するというものである。ご承知のとおり、特別積合わせトラック輸送とは、昔路線トラックといわれていたものであり、トラックターミナルに集荷してきた貨物をこのトラックターミナルから他のトラックターミナルまで、ターミナル間を輸送するという輸送形態のものであったが、類似の規制緩和により、そのような輸送は一般貨物自動車輸送事業でも可能となった。また、そういうことから特別積合わせ運送の部分のみ焦点をあてて調査を行う必要性が乏しくなってきたということと、それからこの調査については、貨物の荷物の小口化、それに伴い、事業者が発送伝票をもとに個別に記入していたというようなこともあって非常に負担が大きいという両面から、17年度調査から休止しているものである。注意書きにあるように、この本体の自動車輸送統計全体について、今現在国交省の方で全面的な見直しを行っているところである。

2つ目が家計調査である。これは日本郵政公社がこの10月1日に民営化されると、これに伴い調査票上の「郵便局」という表記が、資料にある「ゆうちょ銀行」等新たな組織の名称に変更するというものである。

私の方からは以上である。

美添会長) 続いて、小林統計審査官願います。

小林統計審査官) それでは、続きまして資料5を1枚めくっていただいて2ページ目であるが、統計報告の徴集の承認として、総務省の2件、それから農林水産省の1件、合計3件についてご報告させていただく。

これらの案件については、いずれも指定統計調査に先行する試験調査として、関係各省から総務大臣に対して承認申請があったものである。

まず最初に、平成22年国勢調査第1次試験調査については、平成22年に実施が予定されている国勢調査の第1回目の試験調査として実施されるもので、主な検討事項として、調査票の回収率や記入状況、それから調査員や市町村の事務量などの検証をその主な内容としている。今後の日程としては、この1次試験調査に続き、来年平成20年には第2次の試験調査、平成21年には第3次試験調査が予定されているところである。

次に、平成20年住宅・土地統計調査試験調査については、平成20年に実施が予定されている住宅・土地統計調査の立案に必要な基礎資料を得るためのもので、主な検討事項として、調査票の設計や回収方法、プレプリント化などをその内容している。

続いて、2008年漁業センサス試行調査については、平成20年に予定されている漁業センサスの試行調査で、例えば本年3月に閣議決定されました水産基本計画といった新たな政策課題に必要なデータの的確な把握とか、被調査者の負担軽減などを主な検討課題としている。

これら3件の承認案件については、冒頭にも申し上げたとおり、指定統計調査の試験調査ということでご報告させていただくものである。私からは以上である。

美添会長) 何か質問、意見等はあるか。

新村委員) 総務省の指定統計については民間開放に関する報告が出され、この国勢調査は確か別立てということだが、この住宅・土地統計の試験調査において、民間開放に関する試験調査的なものを実施する予定があるのかどうかというのを少し教えいただきたい。

小林審査官) 事務局で把握している限りについては、今回この住宅・土地統計試験調査においては、道府県10市114調査区を対象としているが、このうち川崎市については、調査票の配付・取集等の事務を民間に委託して試験調査を行う予定であると聞いている。

新村委員) 分かりました。それも試験調査に含むということですね。

美添会長) 統計報告の聴取については、資料6のとおり総務大臣が承認した旨の報告があった。内容については後ほど確認をお願いします。

予定された議事は以上である。ほかに何か発言はあるか。

特段ないようなので、以上をもって、第649回統計審議会を終了する。